

## 「関西吹奏楽功労者の碑」管理委員会の規約

### 第1条(名称)

本会は、関西吹奏楽功労者の碑管理委員会（以下「委員会」という。）と称する。

### 第2条(組織)

委員会は、原則として碑の建立に発起人として10万円以上出資した人で、第3条の目的に賛同する者で組織する。

### 第3条(目的)

関西吹奏楽功労者の碑(以下「碑」という)の整備、管理並び保存などを目的とする。

### 第4条(事業)

委員会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 毎年5月5日を「関西吹奏楽の日」と定め、祭典や吹奏楽演奏会など催事を西宮神社境内で行う。
- ② 碑を管理し保存する。
- ③ 碑やその周辺の管財作業をする。
- ④ 碑の広報を常に行い、同時に賛同者を募り、財政の基盤を確立する等の努力をする。
- ⑤ 会長を初め、委員会関係者は、西宮神社で行われる行事に協力する。
- ⑥ その他、必要な事業を実施する。

### 第5条(役員)

委員会に次の役員を置く。

役員は無報酬とし、旅費交通費等についても費用弁済は無い。

- ① 創設者 今西 永兒
- ② 永久名誉会長 朝比奈 隆
- ③ 永久名誉顧問 丸谷 明夫 若干名
- ④ 名誉参与 若干名
- ⑤ 名誉顧問 若干名
- ⑥ 顧問 若干名（内1名は西宮神社より招く）
- ⑦ 会長 1名
- ⑧ 副会長 2名
- ⑨ 理事 若干名
- ⑩ 事務局長 1名
- ⑪ 事務局次長 若干名
- ⑫ 監事 2名

## 第6条（役員会）

役員会は第5条の会長以下の役職者で構成される。

## 第7条（役員を選出）

会長以下の役員は役員会で協議し、会長が任命する。

## 第8条（職務）

- 1 会長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は各業務を分担する。
- 4 事務局長は庶務に関する事項を処理する。
- 5 事務局次長は事務局長を補佐する。
- 6 監事は会務・会計を監査する。
- 7 創設者、永久名誉顧問、名誉顧問、顧問は名誉職とし、会長が任命する。

## 第8条（任期）

- 1 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 役員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務をおこなうものとする。

## 第9条（会議）

- 1 会議は 総会、臨時総会、役員会とする。
- 2 総会は毎年1回定期に開催される。
- 3 臨時総会は、必要あるときに会長が招集する。
- 4 総会では 次の事項を審議する。
  - ① 事業報告及び事業計画に関する事
  - ② 予算及び決算に関する事
  - ③ 西宮神社との打ち合わせに関する事
  - ④ 規約改正に関する事
  - ⑤ 役員を選出に関する事
  - ⑥ その他、必要な事項
- 5 役員会は会長が招集し、会の企画、運営、事業に関する事項を審議しこれを執行する。

## 付則

この規約は第1回役員会、令和3年(2021年)2月28日より施行する。

令和4年4月10日一部改正(永久名誉顧問 丸谷明夫 事務次長 若干名とする)

令和6年4月 7日一部改正(創設者 今西永兒とする)